

北九州市旧門司三井倶楽部管理運営要綱

第1章 総論

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号。以下「条例」という。）及び北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市旧門司三井倶楽部（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、目的外使用を許可した施設以外の本施設の各施設について規定するものとする。

(開館時間)

第3条 本施設内の各施設の開館時間及び休業日は、次のとおりとする（規則第1条別表第1（第1条関係）のとおり）。

| 施設名 | 開館時間 | 休業日 |
|-------------------------------------|-------------------|---|
| 2階 アインシュタイン・メモリアル ルーム 林芙美子記念室 | 午前9時から 午後5時まで | 1月1日から 同月3日まで 及び12月29日 から同月31日 まで |
| 1階 多目的スペース | 午前9時から 午後10時まで | |

2 特に必要がある場合は、前項の開館時間及び休業日を変更することができる。

第2章 一般入館

(土足禁止部分)

第4条 階段部分及び2階有料部分は、土足禁止とする。

2 入館者の脱靴は、料金徴収窓口で配布するビニール袋に入れ、携行させるものとする。

(2階入館料)

第5条 2階入館料は、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の中欄に定める額の範囲内において、本施設の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(2階入館料の減免)

第6条 条例第7条の規定に基づき、次に定めるところにより入館料を減免することができる。

| 区 分 | 減免割合 |
|--|----------------|
| (1) 公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書(住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等)、福岡市発行のシルバー手帳又は65歳以上の市民であることを確認できる証明書、下関市発行の健康手帳、熊本市発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書、鹿児島市発行の65歳以上の市民であることを確認できる証明書を交付された者 | 7割 |
| (2) 知的障害者で、本市発行の療育手帳を交付された者及びその介護者1名 | 10割 |
| (3) 精神障害者で本市発行の保健福祉手帳を交付された者及びその介護者1名 | 10割 |
| (4) 身体障害者で、本市発行の身体障害者手帳を交付された者及び身体障害者手帳1～4級の方が入館される場合その介護者1名 | 10割 |
| (5) 本市に居住する戦傷病者で、福岡県発行の戦傷病者手帳を交付された者 | 10割 |
| (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の学校(高等学校、中等教育学校後期過程、大学、高等専門学校を除く。)の児童、生徒及び園児(以下「児童等」とする。)が教育上の目的のために教職員に引率されて利用する場合の児童等及びその引率者 | 10割 |
| (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する市内児童福祉施設に入所又は通園している幼児及び少年(以下「幼児等」とする。)が教育上の目的のために児童福祉施設の職員に引率されて利用する場合の幼児等及びその引率者 | 10割 |
| (8) マスコミ等の取材で、門司港レトロや本市のPRに役立つと考えられる者 | 10割 |
| (9) 本市を視察等の目的で来北した者を対象とし、行政内部からの申請によるもの | 10割 |
| (10) その他特に必要と認めるとき | 減免率は その都度決定 |

- 2 その他、公益上特に必要であると認める者については、減免することができる。
- 3 前項の場合、減免率はその都度決定する。
- 4 第1項第11号に該当する場合、観覧を希望する者は本施設の指定管理者に「入館料等減免申請書（第5号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。

（入館の制限）

第7条 次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある者
- (2) 展示品若しくは設備等を汚損し、又はき損するおそれがある者
- (3) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他の利用者の迷惑となる者
- (4) 酩酊している者
- (5) 許可を受けずに館内で販売行為を行う者
- (6) 許可を受けずに館内で火気を使用する者
- (7) 指定の場所以外で飲食及び喫煙を行う者
- (8) 動物（ただし、盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く）及び危険品を持ち込む者
- (9) その他施設の管理上支障がある者

第3章 多目的スペース

（利用の申請及び許可等）

第8条 多目的スペースを利用しようとする者は、「利用申請書兼許可・領収書（第1号様式）」を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けた者の利用は、1回の利用につき7日以内とする。ただし、特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 第1項の申請書の受付日及び利用日が重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合はこの限りでない。

| 優先順位 | イベント内容 | 受付開始日 |
|------|-----------------------------------|-------|
| 第1順位 | 市の主催・共催イベント | 1年前 |
| 第2順位 | 民間主催の非営利イベント (ただし、市が後援するものを優先) | |
| 第3順位 | 民間主催の営利イベント (ただし、市が後援するものを優先) | |

（注1） 上記表内の営利・非営利の判断基準は、第9条第3項参照。

4 管理上必要がある場合は、条件を付して利用を許可することができる。

(利用料金)

第9条 多目的スペースの利用料金は、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の中欄及び右欄並びに規則第3条別表第3（第3条関係）の中に定める額の範囲内において、本施設の指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

2 市長は前項の承認を行ったときは、規則第5条に基づき速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

3 多目的スペースの利用に関して、条例第6条第1項別表第3（第6条関係）の右欄に定める営利についての判断基準は、次のとおりとする。

| 内 容 | 判断 |
|--------------------------|-----|
| 入場無料のイベント | 非営利 |
| 1,000円以内の料金設定イベント | 非営利 |
| 販売行為及び1,000円を超える料金設定イベント | 営利 |

(利用料金の減免)

第10条 公益上必要がある場合は、条例第7条に基づき多目的ホール（海峡ロマンホール）、ピアノ及び冷暖房の利用料金を減免することができる。

2 前項の減免の対象及び率は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 本市が主催する行事等に利用する場合 | 全額免除 |
| (2) 本市が共催する事業等に利用する場合 | 50%免除 |
| (3) その他、市長が特に必要であると認めた場合 | その都度決定 |

3 利用料金の減免を申請する者は、「利用料金減免申請書（第4号様式）」を提出し、その承認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的のために認められた以外の物品を展示し、販売し、又は持ち込まないこと。
- (2) 飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (6) 承認を受けた設備・器具以外のものを利用しないこと。
- (7) 器具等を館外に持ち出さないこと。

(利用の不許可及び取り消し等)

第12条 次の各号の一に該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物、設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 公共施設及び重要文化財として相応しくない催事。
- (4) 宗教的宣伝活動をするとき。
- (5) 政治的宣伝活動をするとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (7) その他施設の管理上支障があるとき。

2 次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物又は設備・器具等をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他施設の管理上支障があるとき。

3 前項の規定に基づく利用の許可の取消し、又は利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市及び本施設の指定管理者は賠償の責めを負わない。

(利用料金の不返還)

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める割合により、既納の利用料金を返還する。

- (1) 利用者の責任によらない理由により、利用できないとき。 既納利用料金の10割
- (2) 利用日の20日前までに、利用者が「施設利用とりやめ申請書（第2号様式）」を提出した場合で、相当の理由があると認められるとき。 既納利用料金の8割

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用が終わったとき、又は第12条の規定により、利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復して、返還しなければならない。

2 原状に復するための費用については、全額利用者が負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第15条 利用者は、本施設を利用する権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は承認した利用目的以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償)

第16条 利用者は、建物及び設備を滅失し、又はき損した場合、原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

第17条 本施設の利用に関する諸様式は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 利用申請書兼許可・領収書 | 第1号様式 |
| (2) 施設利用とりやめ申請書 | 第2号様式 |
| (3) 利用料金減免申請書 | 第3号様式 |
| (4) 入館料等減免申請書 | 第4号様式 |

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年8月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。